

証券コード 1743

平成28年12月5日

株 主 各 位

鹿児島市伊敷五丁目17番5号

**コーアツ工業株式会社**

代表取締役社長 吉 田 三 郎

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市伊敷五丁目17番5号  
当社本社 3階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第58期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第58期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 株式併合の件
  - 第3号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.koatsuind.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日本銀行による積極的な財政・金融政策の効果により、企業業績や雇用環境は回復基調で推移しました。しかしながら、個人消費は依然として低迷し、また中国をはじめとした海外経済の減速懸念や英国のEU離脱問題など、依然として先行き不透明な状況であります。

建設業界におきましては、東日本大震災復興関連事業や各種インフラの耐震補強事業、東京オリンピック・パラリンピックに伴うインフラ整備、更には4月に発生した熊本地震の復旧・復興関連事業等の先行性を有する公共投資は堅調に推移しているものの、業界の慢性的な人手不足や労務費・資材購入費の高騰等も影響し、厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）は当期経営基本方針として「挙社一致、将来の受注獲得の芽と建設の担い手育成のため、最良の受注・最高の施工に傾注する。」を掲げ、鋭意努力してまいりました。その結果、売上高におきましては68億76百万円と前連結会計年度に比し4億81百万円（6.5%減）の減収になりました。売上高の低下に伴い、経常利益は59百万円と前連結会計年度に比し86百万円（59.3%減）の減益となりました。なお、4月に発生した熊本地震で被災した当社熊本工場の損失費用を災害損失及び災害損失引当金繰入額として特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては68百万円と前連結会計年度に比し1億43百万円（190.4%減）減益となりました。

当連結会計年度の受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 事業の種類別     | 前期繰越高 | 当期受注高  | 当期売上高 | 次期繰越高 |
|------------|-------|--------|-------|-------|
| 建設事業       | 3,637 | 9,452  | 5,427 | 7,662 |
| コンクリート製品事業 | 184   | 1,306  | 1,168 | 322   |
| 不動産事業      | —     | —      | 78    | —     |
| 売電事業       | —     | —      | 94    | —     |
| その他        | —     | —      | 107   | —     |
| 合計         | 3,822 | 10,759 | 6,876 | 7,985 |

## (2) 企業集団の資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## (3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億85百万円であります。

主なものは、建設事業における杭打ち機械（アースオーガー）等の取得であります。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区                                | 分  | 第55期<br>(平成25年9月期) | 第56期<br>(平成26年9月期) | 第57期<br>(平成27年9月期) | 第58期(当連結会計年度)<br>(平成28年9月期) |
|----------------------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| 受                                | 注  | 7,225              | 7,002              | 7,769              | 10,759                      |
| 売                                | 上  | 6,753              | 7,472              | 7,358              | 6,876                       |
| 経                                | 常  | 13                 | 104                | 145                | 59                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は当期純損失(△)    | 利益 | 52                 | 65                 | 75                 | △68                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) |    | 6.86               | 8.68               | 9.96               | △9.00                       |
| 総                                | 資  | 9,764              | 10,220             | 9,554              | 9,740                       |
| 純                                | 資  | 6,001              | 5,997              | 6,089              | 5,934                       |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 産  | 790.77             | 790.41             | 802.53             | 782.11                      |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

・平成26年9月期……………受注物件の獲得競争は厳しさが増し、受注高は減少しましたが、売上高は増加し、労務費・材料費の圧縮等により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となっております。

・平成27年9月期……………受注物件の獲得競争の厳しさが継続している中、受注高は増加し、売上高は減少しましたが、労務費・材料費の圧縮等に努めた結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となっております。

・当連結会計年度……………既述の「(1)企業集団の事業の経過及びその成果」をご参照ください。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度から「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)」としております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループの位置する建設業界におきましては、東日本大震災復興関連事業や各種インフラの耐震補強事業、東京オリンピック・パラリンピックに伴うインフラ整備、更には4月に発生した熊本地震の復旧・復興関連事業等の先行性を有する公共投資は堅調に推移しているものの、業界の慢性的な人手不足や労務費・資材購入費の高騰等により厳しい経営環境に直面しております。

今後の展開につきましては、発注量の多い地域を中心に情報収集の強化・積算精度の向上を図り、地域特性や発注者に応じた戦略を立て、発注予測・他社動向等からより良い条件で応札できる営業体制で積極的な受注を目指し、安全施工・工期短縮と高精度の施工による工事評点向上を図り、更なる受注獲得を図ってまいります。不動産事業につきましても、遊休地を含む資産の洗い出しを行い資産の有効活用を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

### （建設事業）

当事業は、一般土木の施工と違い、当社を中心とした橋梁工事部門と基礎工事部門及び連結子会社(株)ケイテックを中心とした橋梁・各種構造物の補修工事部門にて事業活動を行っております。

### （コンクリート製品事業）

当事業は、当社にて製造したP C関連を中心としたコンクリート製品及び一般土木用コンクリート製品の販売、同製品の連結子会社(株)ケイテックにおける販売、当社における消波・根固用として使用される土木用ブロックの鋼製型枠の賃貸の各事業を行っております。

### （不動産事業）

当事業は、当社にてホテル施設を主体とした不動産の賃貸、並びに販売事業を行っております。

### （売電事業）

当事業は、太陽光発電による売電に関する事業を行っております。

### （その他）

海外での橋梁工事の施工管理請負事業と、連結子会社さつま郷本舗(株)における食品事業等を行っております。

(7) 主要な事業所（平成28年9月30日現在）

当社

本社 社：鹿児島県鹿児島市伊敷五丁目17番5号  
支店 店：東京支店（東京都港区）  
大阪支店（大阪市淀川区）  
福岡支店（福岡市中央区）  
事業所：南栄事業所（鹿児島県鹿児島市）  
営業所：東北営業所（宮城県仙台市）  
横浜営業所（神奈川県横浜市）  
名古屋営業所（愛知県清須市）  
山口営業所（山口県山口市）  
北九州営業所（北九州市小倉南区）  
佐賀営業所（佐賀県佐賀市）  
長崎営業所（長崎県長崎市）  
熊本営業所（熊本県熊本市）  
宮崎営業所（宮崎県宮崎市）  
鹿屋営業所（鹿児島県肝属郡）  
川内営業所（鹿児島県薩摩川内市）  
沖縄営業所（沖縄県浦添市）  
工場：熊本工場（熊本県宇城市）  
大隅工場（鹿児島県肝属郡）  
機材センター（鹿児島県薩摩川内市）

子会社

株式会社ケイテック

本店：福岡市中央区赤坂一丁目13番10号 赤坂有楽ビル

さつま郷本舗株式会社

本社：鹿児島県鹿児島市伊敷五丁目17番5号

## (8) 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

### ① 企業集団の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 261名 | 2名減         |

(注) 上記使用人数には、臨時使用人及び他社への出向者は含んでおりません。

### ② 当社の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 236名 | 3名減       | 43.5歳 | 15.5年  |

(注) 上記使用人数には、臨時使用人及び他社への出向者は含んでおりません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会社名       | 資本金   | 出資比率 | 主な事業内容                 |
|-----------|-------|------|------------------------|
| (株) ケイテック | 45百万円 | 100% | 土木建築構造物の維持補修の計画、設計及び施工 |
| さつま郷本舗(株) | 30    | 100  | 健康食品等の販売               |

## (10) 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

| 借入先          | 借入金残高  |
|--------------|--------|
| (株) 商工組合中央金庫 | 789百万円 |
| (株) 鹿児島銀行    | 372    |
| (株) 宮崎銀行     | 109    |
| (株) 福岡銀行     | 82     |

## 2. 株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,588,242株(自己株式11,758株を除く)
- (3) 株主数 710名
- (4) 上位10名の株主

| 株主名          | 持株数        | 持株比率   |
|--------------|------------|--------|
| (株) 植村組      | 1,129,000株 | 14.88% |
| (株) ガイアテック   | 678,760株   | 8.94%  |
| コーアツ工業共栄会    | 476,000株   | 6.27%  |
| コーアツ工業従業員持株会 | 346,900株   | 4.57%  |
| (株) 南日本運輸建設  | 269,600株   | 3.55%  |
| (株) 鹿児島銀行    | 240,000株   | 3.16%  |
| 鹿児島リース(株)    | 240,000株   | 3.16%  |
| 南日本開発(株)     | 200,880株   | 2.65%  |
| 共栄火災海上保険(株)  | 200,000株   | 2.64%  |
| (株) 日本地下技術   | 199,800株   | 2.63%  |

(注) 持株比率は、自己株式(11,758株)を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成28年9月30日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における<br>地 位 | 氏 名                    | 担 当   | 重 要 な 兼 職 の 状 況                |
|---------------|------------------------|-------|--------------------------------|
| 代表取締役社長       | よし だ さぶ ろう<br>吉 田 三 郎  |       | さつま郷本舗(株)代表取締役社長               |
| 常務取締役         | にし なり ひと<br>西 成 人      | 管理本部長 |                                |
| 取締役           | き した ひろ し<br>木 下 博 志   | 工事本部長 | (株)ケイテック代表取締役社長                |
| 取締役           | で ぐち みのる<br>出 口 稔      | 営業本部長 |                                |
| 取締役           | ご りょう とし ひろ<br>御 領 敏 博 |       | 鹿児島リース(株)代表取締役                 |
| 取締役           | た むら ひで はる<br>田 村 英 晴  |       | (株)ウエムラ取締役                     |
| 取締役           | ふく もと しん いち<br>福 元 紳 一 |       | 福元法律事務所 所長                     |
| 常勤監査役         | はぎ はら きよ ふみ<br>萩 原 清 文 |       |                                |
| 監査役           | いし どう かず お<br>石 堂 和 雄  |       | (有)石堂建設代表取締役社長                 |
| 監査役           | まつのした ごう いち<br>松野下 剛 市 |       | フェアサイド総合税務会計事務所代表<br>公 認 会 計 士 |

- (注) 1. 取締役御領敏博氏、田村英晴氏及び福元紳一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石堂和雄氏及び松野下剛市氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松野下剛市氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役御領敏博氏、取締役福元紳一氏及び監査役松野下剛市氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 平成27年12月22日開催の第57回定時株主総会において、新たに萩原清文氏は監査役に選任され就任いたしました。
6. 平成27年12月22日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役橘昭広氏は辞任により退任いたしました。
7. 取締役西成人氏は平成28年4月1日付で常務取締役に就任いたしました。
8. 取締役木下博志氏は、平成27年11月24日開催の(株)ケイテックの取締役会において、同社の代表取締役社長に就任いたしました。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 7名  | 16百万円     |
| 監 査 役 | 4名  | 6百万円      |
| 合 計   | 11名 | 23百万円     |

- (注) 1. 上記には、平成27年12月22日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成10年12月18日開催の第40回定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年9月5日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼務の状況等及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役御領敏博氏は、鹿児島リース株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間にはリース取引の関係があります。
  - ・ 取締役田村英晴氏は、株式会社ウエムラの取締役であります。当社は兼職先に業務管理を委託しております。
  - ・ 取締役福元紳一氏は、福元法律事務所の所長であります。当社は兼職先に顧問弁護士業務を依頼しております。
  - ・ 監査役石堂和雄氏は、有限会社石堂建設の代表取締役社長を兼務しております。当社と兼職先との間には建設工事請負等の関係があります。
  - ・ 監査役松野下剛市氏は、フェアサイド総合税務会計事務所の代表であります。当社は兼職先に税務顧問業務を依頼しております。

## ② 社外役員の主な活動状況

|           | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 御領敏博  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。主に金融機関における経験及び会社役員としての経験に基づき適宜必要な発言を行っております。                                                                    |
| 取締役 田村英晴  | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。当社の経営に対し、企業役員としての経験に基づき適宜必要な発言を行っております。                                                                             |
| 取締役 福元紳一  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど経営の監視や適宜必要な発言を行っております。                                                                  |
| 監査役 石堂和雄  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会については10回全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会においては、監査結果の意見交換及び議案審議の必要に応じて発言を行っております。     |
| 監査役 松野下剛市 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回、監査役会については10回のうち8回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会においては、監査結果の意見交換及び議案審議の必要に応じて発言を行っております。 |

## ③ 社外役員の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 額 | 摘 要 |
|-------|-----|-----------|-----|
| 取 締 役 | 3名  | 3百万円      |     |
| 監 査 役 | 2名  | 1百万円      |     |
| 合 計   | 5名  | 5百万円      |     |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 18百万円 |
| ・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況

当社は取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制基本方針」を制定し、以下のとおり行うこととしております。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの役員及び使用人は、社会構成員として法令・定款を遵守し適合することを確保するため、社会の一員として社会倫理の遵守を企業活動の基本とし、企業理念、企業行動規範、企業行動基準に則した実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ②当社グループの役員は、社会規範・倫理並びに法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図るため、コンプライアンス・リスク管理規程の定めに従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
- ③代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命しコンプライアンス体制の構築・維持並びに整備にあたる。あわせて法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。この通報については、通報者の希望により匿名性を保証し、通報者に不利益がないことを確保する。
- ④コンプライアンスの主管部署としてISO・コンプライアンス室を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ⑤監査役と内部監査室は連携を密にし、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題の把握と改善に努める。この際、内部監査室は定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役及び監査役に適宜報告する。
- ⑥当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力からの接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、これらの管理状況については監査役の監査を受ける。

②取締役及び会計監査人からの閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な状態として本社において保管する。

③法令及び適時開示規則に基づき必要な情報開示を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、取締役会において各部門のリスクマネジメント業務を協議し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制を決定する。

②全社的なリスクを総括的に管理する部門を設定する。各部門においては基本方針・関連規程等に基づき、各部門のリスク管理体制を確立する。

③監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役会が定める経営機構、取締役及び業務執行責任者等の職務分掌に基づき、各取締役及び業務執行責任者に業務の執行を行わせる。

②取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定例的(月1回)に開催する。また、この取締役会は必要に応じて臨時に開催する。

③取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 子会社の代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して職務の執行状況を報告する。

(イ) グループ会社に関する一定の事項については、当社の取締役会における承認を要するものとする。

(ウ) 内部監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役及び監査役に報告する体制を構築する。

(エ) 当社グループにおけるリスク管理に関する重要な方針は、取締役会その他の重要な機関において決定するものとする。

- ②子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範・規則を「関係会社管理規程」として整備する。
- (イ) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会社原則・税法その他社会規範に基づく適切なものでなければならない。
- (ウ) 取締役及び業務執行責任者は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備及び運用を行うよう指導する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ①監査役の職務を補助すべき使用人として当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ②監査役補助者の任命、解任等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- (7) **監査役の上記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役の指示命令に従うとともに、使用人の所属部署に関わる監査補助は行わないこととする。
- (8) **次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ①取締役及び業務執行責任者は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ②取締役及び業務執行責任者は、会社に重大な損失・悪影響を与える事項、又はその恐れがある事項及び違法・不正行為について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
- ③監査役は必要に応じていつでも、取締役及び従業員に対して業務に関する書類の提示を求めることができるものとする。
- ④監査役は取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の会社の重要会議に出席して報告を受ける。
- (9) **上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社及び子会社は、当社グループの使用人に対し監査役が出席するコンプライアンス・リスク管理委員会に直接通報するよう周知徹底するとともに、その通報行為に対して不利益を課さない旨をコンプライアンス・リスク管理

規程に明記する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等は、毎期の利益計画に一定額の予算を設ける。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会と代表取締役社長が相互の意思疎通を図るための定期的な意見交換会を設定する。
- ②監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ③監査役は、会計監査人の年次「監査計画概要書」について事前に確認し、会計監査人の監査方法・結果の正当性を判断するとともに、定期的に監査結果の報告を受ける。
- ④監査役と会計監査人が相互に連携し、効率的な監査のできる体制を確保する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「内部統制基本方針」を制定し、取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループでは、財務報告に係る内部統制を中心に体制の整備及び運用を行っております。内部統制委員会の各担当者は、毎事業年度に立案する評価計画を基に内部統制の整備・運用状況の評価を行い、内部監査室が、通常のグループ内部監査と合わせてその検証や確認を行っております。

内部統制委員会による内部統制の評価状況や、運用上検出された問題点・リスク及びその対応状況は、内部監査室の確認を経て、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。また、内部監査室による内部監査の結果は、適宜社長及び監査役会まで報告されております。

取締役会では、重要な職務に関する意思決定や当社及び子会社の月次の業績報告等がなされており、当事業年度は16回開催いたしました。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、取締役会の他、監査役会の定期的な開催や稟議書等の常時閲覧、内部監査室との会合等を通じて、監査の実行性の向上を図っております。

~~~~~  
以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,417,457	流 動 負 債	2,627,026
現 金 預 金	427,276	支払手形・工事未払金等	1,374,435
受取手形・完成工事未収入金等	1,478,533	短 期 借 入 金	558,344
販 売 用 不 動 産	94,532	リ ー ス 債 務	10,620
未 成 工 事 支 出 金	120,452	未 払 法 人 税 等	19,651
商 品 及 び 製 品	124,806	未 成 工 事 受 入 金	312,035
仕 掛 品	4,286	完 成 工 事 補 償 引 当 金	10,500
材 料 貯 蔵 品	23,021	工 事 損 失 引 当 金	5,300
そ の 他	144,548	賞 与 引 当 金	53,747
固 定 資 産	7,322,877	災 害 損 失 引 当 金	20,210
有 形 固 定 資 産	6,040,738	そ の 他	262,180
建 物 ・ 構 築 物	1,186,615	固 定 負 債	1,178,466
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	531,852	長 期 借 入 金	915,365
土 地	4,165,759	リ ー ス 債 務	120,360
リ ー ス 資 産	130,980	繰 延 税 金 負 債	45,116
建 設 仮 勘 定	25,531	退 職 給 付 に 係 る 負 債	49,158
無 形 固 定 資 産	25,434	そ の 他	48,466
投 資 そ の 他 の 資 産	1,256,704	負 債 合 計	3,805,492
投 資 有 価 証 券	1,036,787	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	482,464	株 主 資 本	5,878,009
貸 倒 引 当 金	△262,547	資 本 金	1,319,000
資 産 合 計	9,740,335	資 本 剰 余 金	1,278,500
		利 益 剰 余 金	3,284,098
		自 己 株 式	△3,589
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	56,833
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97,992
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△41,159
		純 資 産 合 計	5,934,842
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,740,335

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

（平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
高 事 業 高 上 高 入	5,427,857	6,876,301
高 事 業 高 上 高 入	1,275,193	
高 事 業 高 上 高 入	78,938	
高 事 業 高 上 高 入	94,311	
原 価 原 価 原 価	4,680,505	5,983,468
原 価 原 価 原 価	1,172,572	
原 価 原 価 原 価	61,048	
原 価 原 価 原 価	69,341	
総 利 益 総 利 益 総 利 益	747,352	892,832
総 利 益 総 利 益 総 利 益	102,620	
総 利 益 総 利 益 総 利 益	17,889	
総 利 益 総 利 益 総 利 益	24,969	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		858,436
営 業 利 益		34,395
営 業 外 収 益		47,019
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,629	
受 取 賃 貸 料	8,269	
作 業 屑 売 却 収 入 他	27,803	
営 業 外 費 用		22,312
支 払 利 息	15,323	
前 渡 金 保 証 料 他	5,803	
そ の 他	1,185	
経 常 利 益		59,102
特 別 損 失		109,939
固 定 資 産 除 却 損 失	500	
減 損 損 失	35,394	
災 害 損 失	31,027	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	43,017	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△50,837
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,813	17,492
法 人 税 等 調 整 額	△5,321	
当 期 純 損 失 (△)		△68,329
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△68,329

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	3,390,369	△3,589	5,984,279
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△37,941		△37,941
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△68,329		△68,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△106,270	—	△106,270
当 期 末 残 高	1,319,000	1,278,500	3,284,098	△3,589	5,878,009

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	144,650	△39,125	105,525	6,089,805
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△37,941
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△68,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△46,657	△2,034	△48,691	△48,691
当 期 変 動 額 合 計	△46,657	△2,034	△48,691	△154,962
当 期 末 残 高	97,992	△41,159	56,833	5,934,842

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社  
(株)ケイテック  
さつま郷本舗(株)

### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

販売用不動産……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品、仕掛品及び材料……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 8年～50年

機械・運搬具・工具器具備品 3年～17年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、過去における完成工事高に対する補修費の割合を基礎に将来の補修費の見込額を加味して計上しております。

#### ③ 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失が見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることができ工事について、当該損失見積額を計上しております。

#### ④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ⑤ 災害損失引当金

平成28年熊本地震により被災した資産の復旧等の支出に備えるため、当連結会計年度末時点での見積額を計上しております。

### (4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、当連結会計年度の工事進行基準によった完成工事高は、3,846,890千円でありま

す。

### (5) 退職給付に係る会計処理方法

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### (6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## [会計方針の変更]

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等

の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。  
 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。  
 これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

平成28年4月に発生した熊本地震により、宇城市松橋町に所在する熊本工場の建物・設備等の一部が損壊する被害を受けました。これに伴う復旧費用等の支出に備えるために、現時点で見積可能な額を災害損失引当金として計上しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,019,865千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	金額
建物・構築物	826,568千円
機械・運搬具・工具器具備品	326,060
土地	2,654,802
合計	3,807,431

担保に係る債務	金額
短期借入金	485,344千円
長期借入金	915,365
リース債務	60,000
合計	1,460,709

[連結損益計算書に関する注記]

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額 (千円)
福岡県北九州市	遊 休 資 産	土 地	28,041
鹿児島県薩摩川内市	遊 休 資 産	土 地	6,866
熊本県宇土市	遊 休 資 産	土 地	410
鹿児島県鹿児島市	遊 休 資 産	土 地	75
合 計	—	—	35,394

当社グループは、事業セグメントを基準として、建設事業、コンクリート製品事業、不動産事業、売電事業、遊休資産にグループ化し、減損損失の認識を行っております。主な減損損失は、福岡県北九州市の所有土地について使用方法の見直しを行ったことにより帳簿価額と回収可能価額との差額28,041千円を、他3件につきましても帳簿価額と回収可能価額との差額7,352千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、処分見込価額又は固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定した価額によっております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	7,600,000株	7,600,000株

2. 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,758株	11,758株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年12月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	37,941	5	平成27年 9月30日	平成27年 12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年12月21日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金総額	37,941千円
(ロ) 1株当たり配当額	5円
(ハ) 基準日	平成28年9月30日
(ニ) 効力発生日	平成28年12月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、すべてが1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主として運転資金調達を目的としたものであります。短期借入金の一部は変動金利のため、金利変動リスクに晒されておりますが短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。

長期借入金については、設備投資を目的としたものは固定金利の契約であるため金利変動リスクはありませんが、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権等について営業部業務課が必要に応じて信用調査を行う等、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社につきましても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、連結子会社につきましても、同様の管理を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、連結子会社につきましても、当社の管理本部管理部が指導を行い管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金預金	427,276	427,276	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,478,533	1,478,533	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	342,203	342,203	—
資産計	2,248,012	2,248,012	—
(1) 支払手形・工事未払金等	1,374,435	1,374,435	—
(2) 短期借入金	203,000	203,000	—
(3) 未払法人税等	19,651	19,651	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,270,709	1,273,064	2,355
負債計	2,867,796	2,870,151	2,355

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 負 債

##### (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	694,583

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。



〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、鹿児島県内を中心にホテル施設等を有しております。また、所有する土地の一部に遊休資産があります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時 価 （千円）
2, 103, 697	3, 063, 692

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額及び不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	782円11銭
1株当たり当期純損失(△)	△9円00銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

株式併合

当社は平成28年11月11日開催の取締役会において普通株式の単元株式数の変更について決議し、平成28年12月21日開催予定の第58回定時株主総会に、普通株式の併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて単元株式数の変更においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合する株式の種類

普通株式

(2) 株式併合の方法・比率

平成29年4月1日をもって、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主の皆様のお所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	7,600,000株
株式併合により減少する株式数	6,840,000株
株式併合後の発行済株式総数	760,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	7,821円09銭
1株当たり当期純損失(△)	△90円04銭

# 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,292,348	流動負債	2,550,626
現金預金	369,017	支払手形	940,912
受取手形	230,881	工事未払金	303,773
完成工事未収入金	956,279	買掛金	81,377
売掛金	139,563	短期借入金	555,344
電子記録債権	124,761	リース債務	10,620
製品	122,051	未払金	96,616
販売用不動産	94,532	未払費用	99,839
未成工事支出金	82,193	未払法人税等	16,603
仕掛品	4,286	未成工事受入金	307,715
材料貯蔵品	22,678	完成工事補償引当金	10,500
前払費用	6,469	工事損失引当金	5,300
未収還付消費税等	52,371	賞与引当金	48,149
その他	87,260	災害損失引当金	20,210
固定資産	7,406,192	その他	53,664
有形固定資産	6,040,211	固定負債	1,132,392
建物・構築物	1,186,615	長期借入金	915,365
機械・運搬具	515,752	リース債務	120,360
工具器具備品	15,572	繰延税金負債	45,116
土地	4,165,759	資産除去債務	15,114
リース資産	130,980	退職給付引当金	3,084
建設仮勘定	25,531	その他	33,352
無形固定資産	25,216	負債合計	3,683,018
電話加入権	9,446	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,519	株主資本	5,917,529
その他	1,250	資本金	1,319,000
投資その他の資産	1,340,764	資本剰余金	1,278,500
投資有価証券	1,036,787	資本準備金	1,278,500
関係会社株式	93,270	利益剰余金	3,323,619
その他	473,255	利益準備金	198,125
貸倒引当金	△262,547	その他利益剰余金	3,125,494
資産合計	9,698,541	別途積立金	2,500,000
		繰越利益剰余金	625,494
		自己株式	△3,589
		評価・換算差額等	97,992
		その他有価証券評価差額金	97,992
		純資産合計	6,015,522
		負債・純資産合計	9,698,541

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
高 事 業 高 事 業 高 事 業 高 事 業	4,986,330	
完 成 工 事 高 事 業 高 事 業 高 事 業	1,204,343	
製 品 等 売 上 高 事 業 高 事 業	79,910	
不 動 産 売 上 高 事 業 高 事 業	94,311	6,364,895
電 収 入		
原 価 原 価 原 価 原 価	4,309,529	
完 成 工 事 原 価 原 価 原 価	1,114,416	
製 品 等 売 上 原 価 原 価 原 価	61,048	
不 動 産 売 上 原 価 原 価 原 価	70,972	5,555,966
電 原 価		
利 益 利 益 利 益 利 益	676,801	
完 成 工 事 総 利 益 総 利 益 総 利 益	89,926	
製 品 等 売 上 総 利 益 総 利 益 総 利 益	18,861	
不 動 産 売 上 総 利 益 総 利 益 総 利 益	23,338	808,928
電 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		797,674
営 業 利 益		11,254
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,623	
受 取 賃 貸 料	8,269	
作 業 屑 売 却 収 入	1,317	
そ の 他	27,178	46,389
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,042	
前 渡 金 保 証 料	5,639	
そ の 他	1,185	21,867
経 常 利 益		35,776
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	500	
減 損 損 失	35,394	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	31,027	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	43,017	109,939
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△74,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,371	
法 人 税 等 調 整 額	△5,321	13,049
当 期 純 損 失 (△)		△87,213

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金計
			別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	198,125	2,500,000	750,648	3,448,773	△3,589	6,042,684
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△37,941	△37,941		△37,941
当 期 純 損 失 (△)					△87,213	△87,213		△87,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△125,154	△125,154	—	△125,154
当 期 末 残 高	1,319,000	1,278,500	198,125	2,500,000	625,494	3,323,619	△3,589	5,917,529

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 金 の 評 価 差 額	
当 期 首 残 高	144,650	6,187,335
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△37,941
当 期 純 損 失 (△)		△87,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△46,657	△46,657
当 期 変 動 額 合 計	△46,657	△171,812
当 期 末 残 高	97,992	6,015,522

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品及び材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物……………8年～50年

機械・運搬具……………4年～17年

工具器具備品……………3年～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、過去における完成工事高に対する補修費の割合を基礎に将来の補修費の見込額を加味して計上しております。

#### (3) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失が見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることができ工事について、当該損失見積額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(5) 災害損失引当金

平成28年熊本地震により被災した資産の復旧等の支出に備えるため、当事業年度末時点での見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、当事業年度の工事進行基準によった完成工事高は、3,846,890千円であります。

5. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変

更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

〔表示方法の変更〕

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は、18百万円であります。

(追加情報)

平成28年4月に発生した熊本地震により、宇城市松橋町に所在する熊本工場の建物・設備等の一部が損壊する被害を受けました。これに伴う復旧費用等の支出に備えるために、現時点で見積可能な額を災害損失引当金として計上しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,819千円
短期金銭債務	8,918

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,018,199千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産の種類	金額
建物・構築物	826,568千円
機械・運搬具・工具器具備品	326,060
土地	2,654,802
合計	3,807,431

担保に係る債務	金額
短期借入金	485,344千円
長期借入金	915,365
リース債務	60,000
合計	1,460,709

4. 保証債務

次の関係会社の銀行借入債務に対し保証を行っております。

・㈱ケイテック	3,000千円
---------	---------

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

売上高	4,371千円
外注費	47,030
その他営業取引	17,684



## 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額 (千円)
福岡県北九州市	遊 休 資 産	土 地	28,041
鹿児島県薩摩川内市	遊 休 資 産	土 地	6,866
熊本県宇土市	遊 休 資 産	土 地	410
鹿児島県鹿児島市	遊 休 資 産	土 地	75
合 計	—	—	35,394

当社は、事業セグメントを基準として、建設事業、コンクリート製品事業、不動産事業、売電事業、遊休資産にグループ化し、減損損失の認識を行っております。主な減損損失は、福岡県北九州市の所有土地について使用方法の見直しを行ったことにより帳簿価額と回収可能価額との差額28,041千円を、他3件につきましても帳簿価額と回収可能価額との差額7,352千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、処分見込価額又は固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定した価額によっております。

### 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,758株

### 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生は、減損損失、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金であります。（評価性引当額は、△939,262千円であります。）

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	792円74銭
1株当たり当期純損失(△)	△11円49銭

### 〔重要な後発事象に関する注記〕

株式併合

当社は平成28年11月11日開催の取締役会において普通株式の単元株式数の変更について決議し、平成28年12月21日開催予定の第58回定時株主総会に、普通株式の併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしました。

## 1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて単元株式数の変更においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

## 2. 株式併合の内容

### (1) 株式併合する株式の種類

普通株式

### (2) 株式併合の方法・比率

平成29年4月1日をもって、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主の皆様のお手持の株式10株につき1株の割合で併合いたします。

### (3) 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	7,600,000株
株式併合により減少する株式数	6,840,000株
株式併合後の発行済株式総数	760,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## 3. 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

## 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	7,927円41銭
1株当たり当期純損失(△)	△114円93銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月22日

コーアツ工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ⑩  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コーアツ工業株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーアツ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月22日

コーアツ工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹之内 高 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コーアツ工業株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月28日

コーアツ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 萩原 清文 ⑩

社外監査役 石堂 和雄 ⑩

社外監査役 松野下 剛市 ⑩

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当金総額は37,941,210円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年12月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて単元株式数の変更においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年4月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

3,040,000株（現在30,400,000株）

### 5. その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するために定款第5条及び第7条を変更するものであります。また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年4月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

なお、発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に定款第5条に規定する発行可能株式総数は現在の30,400,000株から3,040,000株に変更されたものとみなされることとなります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

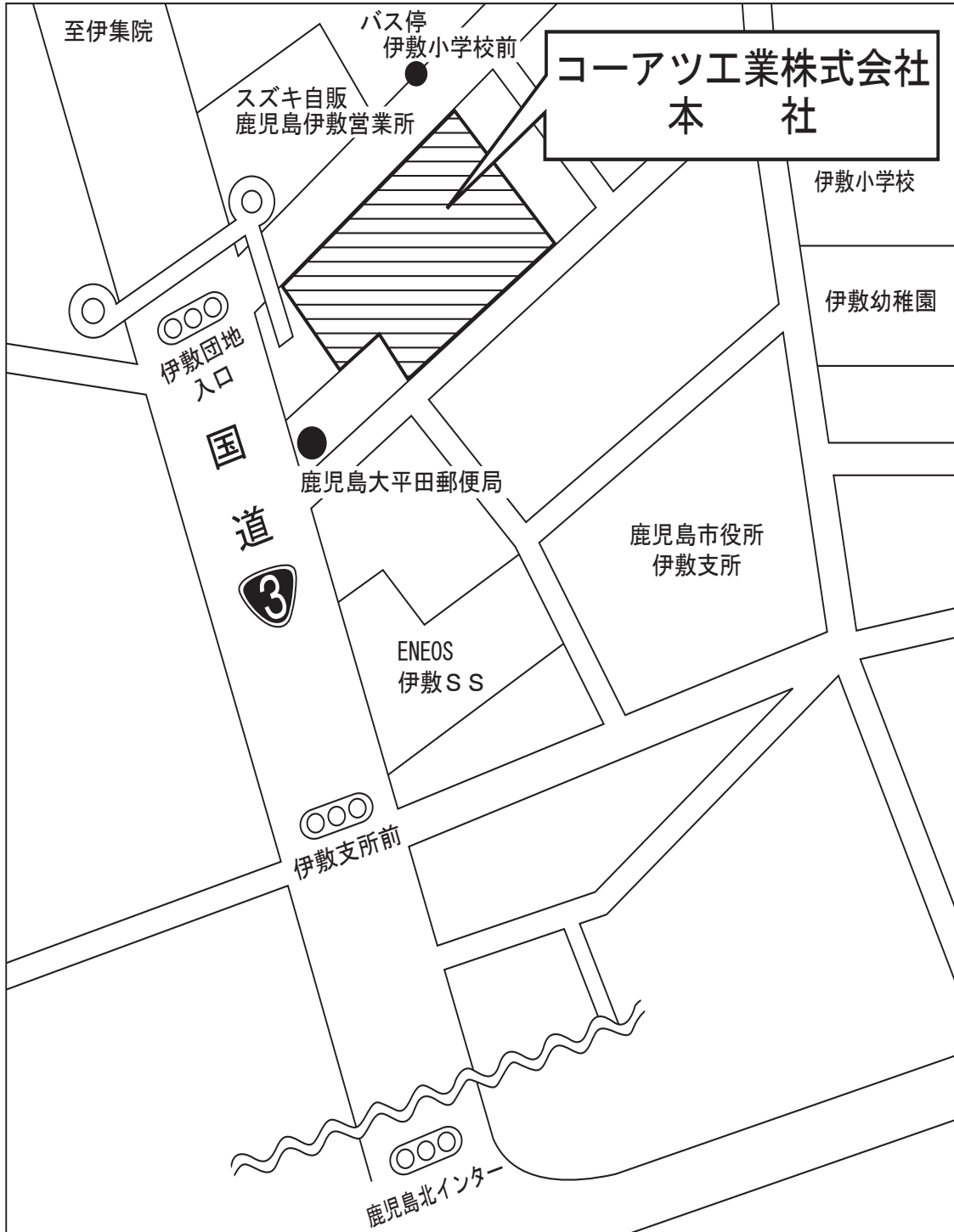
(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,400,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,040,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年4月1日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：鹿児島市伊敷五丁目17番5号 当社本社 3階会議室  
T E L：099-229-8181



## ●会場までの交通のご案内

- ・鹿児島中央駅発バス 伊敷小学校前下車 1分
- お願い：駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。